

有料職業紹介基本契約書

(以下「甲」という)と株式会社メディアックス(以下「乙」という)とは、職業安定法に基づく求職者紹介に関して、以下のとおり有料職業紹介の基本事項を定める。

第1条 (活動事項)

甲は乙に対し、甲の職員の採用に関する人材の紹介を委託する。なお、乙は、甲による求人の申し込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することを目的とする。

- ② 甲は、乙が紹介した求職者との面談内容および採否等を、速やかに乙に知らせるものとする。
- ③ 甲が求職者の採用を行う場合、甲は乙の指定する事項を記載した採用通知書を速やかに乙に提出するものとする。

第2条 (活動関連事項)

以下の各項は、第1条にいう「活動事項」とみなし、本契約に該当するものとする。その場合には、甲は第3条に定める紹介手数料を乙に支払わなければならない。

乙が甲に対して紹介した人材を、甲が乙との合意、又は仲介なしに独自に採用、又は他の紹介会社を経由して採用を決定し入社せしめた場合

- ② 乙が甲に紹介した人材を甲が甲の関連するグループ法人に入社せしめた場合

第3条 (紹介手数料)

甲は乙の紹介する求職者を採用した場合、別紙手数料表に記載された紹介手数料を乙に支払うものとする。

- ② 推定年収の、算定方法は次の(1)、(2)、(3)の合計とする。

(1) 月間基本給×12ヶ月の合計金額

(2) 諸手当(交通費を除く)12ヶ月分

※夜勤手当については、勤務形態に応じた月間平均回数の算定とする。

※固定残業代と歩合給、業績給についてはあらかじめ算定できる金額を推定年収に加える。

(3) 賞与(入職月に関わらず、推定される満額賞与1年分)

※雇用契約時においてかかる賞与の総額または一部が特定されない場合、乙は甲より昨年度の支給実績の開示を受け、見込まれる賞与の金額を算出するものとし、当該金額をもって推定年収に含める賞与の金額とする。

- ③ 入職時の勤務形態に関わらず、あらかじめ常勤になる時期が確定している場合、常勤の紹介手数料がかかるものとする。
- ④ 甲による内定通知(第1条第3項に定める採用決定時の通知をもって内定とみなす)後、甲の都合により内定を取り消した場合でも、甲は本条に基づき紹介手数料を乙に支払うものとする。
- ⑤ 乙は、当月入社決定者分の紹介手数料を当月末日までに甲に請求するものとする。

- ⑥ 甲は採用決定者の紹介手数料を、請求月の次月末日までに乙の指定する金融機関口座に、振り込むものとする。なお振込み手数料は、甲が負担するものとする。
- ⑦ 甲が乙に支払うべき金額が支払期日までに支払われなかったときは、乙は甲に対し支払期日の翌日から支払完了日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年14%の割合で計算した額を遅延損害金として請求することができる。

第4条（紹介手数料の返還）

求職者が入社日（雇用契約の開始日）以降、6ヶ月以内に甲との雇用契約を終了した場合、乙は第3条に基づき支払われた紹介手数料を下記のとおり、甲に返還するものとする。ただし、甲に起因する退職、本人の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由がある場合は、返還の適用を除外するものとする。

1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	80%
3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	50%
6ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	30%

- ② 紹介手数料の返還は、求職者の退職日より1ヶ月以内に甲から乙に連絡があったものを対象とする。

第5条（求職者の辞退）

乙は紹介による雇用契約の成立を保証するものではなく、求職者が入社（入職）辞退した場合でも、甲に対し一切責任を負わず、かつ補償も行わないものとする。

第6条（身元保証等）

乙は乙の紹介する求職者につき、身元保証等はこれを一切行わない。

乙が人材紹介の実施にあたって甲に提供する求職者の情報は、乙が求職者から提供を受けた情報を現状有姿にて提供するものであり、乙はかかる情報の正確性または網羅性を保証するものではない。また、甲の判断に影響を及ぼす可能性のある求職者に関する情報を取得した場合においても、当該情報が求職者の個人情報等に該当する場合には、これを甲に開示しないことがあるものとする。甲は採用の判断にあたり必要な求職者に関する情報については、最終的に自己の責任で確認し、自己の責任で求職者を採用するものとし、乙は情報の提供の有無または提供された情報の正確性、網羅性に関して、一切責任を負わず、かつ補償も行わないものとする。

第7条（免責）

求職者が、甲に雇入れられた入社日以後、その業務に関し甲および第三者に対して発生させたいかなる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

- ② 乙は、紹介後に甲と求職者との間に発生したいかなる紛争・トラブルに関して、関知しないものとし、一切の責めを負わないものとする。ただし、乙の故意または過失により発生した場合はこの限りではない。

第8条（機密保持）

甲及び乙は、本件業務に関して、相手方から得た情報を一切外部に漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。またいかなる理由があろうとも、甲及び乙は本契約に基づく業務遂行目的以外に当該情報を利用しないものとする。一方の情報漏洩により相手方が損害をこうむった場合、情報を漏洩した一方は相手方に対して損害賠償の責を負うものとする。

- ② 乙は甲が求職者を選考するにあたって必要と認められる限度において、求職者の氏名・連絡先・職務経歴書等の個人情報を甲に対して開示・提供を行う。ただし乙は求人情報に何ら関連のない個人情報については、当該求職者の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。
- ③ 甲は、前項に基づき乙から提供された求職者（採用に至らなかった者も含む）の個人情報について、個人情報保護法その他の法令を遵守し、採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、本契約の期間中及び本契約終了後も、採用選考に直接関与する役職以外の第三者に開示又は漏洩しないものとする。

第9条（求職者の再雇用）

求職者が退社（退職）後、6ヵ月以内に甲が求職者を再雇用した場合には、雇用が継続していたものとみなし、甲は第4条の返金の適用を受けていた場合には、当該金額を直ちに乙に支払うものとする。

第10条（有効期限）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれかより、契約終了の意思表示がなされない場合は引続き1年間継続するものとし、以後も同様とする。

- ② 本契約終了後も、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条はなお有効に存続するものとする。

第11条（著作物等使用許諾）

甲は、事前に公開・開示を希望しない旨を指定した場合を除き、甲が求人票に記載した求人条件および一般的に開示されている甲の企業情報・画像・企業ロゴ等を、乙が以下の通り取り扱うことに同意するものとする。また、法令により開示又は通知が義務付けられる場合、乙は甲の希望に拘わらず開示又は通知するものとする。

求職者に開示又は通知すること。

- ② 求職者を募集するために、乙および乙の業務提携する企業が運営するWebサイト等にて開示・公開すること。
- ③ 乙と業務提携する有料職業紹介事業者や企業に提供すること。

第12条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらと密接な関係を有する者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること

- ② 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会

的勢力が関与していること

- ③ その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - ④ その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を毀損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - ⑤ 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること
2. 甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が、前項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる
3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。
4. 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、かかる甲又は乙は相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第13条（協議事項）

本契約の各項に疑義が生じた事項およびこの契約書に定めのない事項については、信義則及び関係法令に基づき、甲乙協議し円滑に解決するものとする。

第14条（管轄裁判所）

本契約から発生する紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上各々1通を保有する。

年 月 日

甲

⑩

乙 東京都中央区日本橋馬喰町1-8-8 森忠ビル4階

株式会社 メディアックス

代表取締役 仁田原 拓朗

⑩